下水道使用料算定の基本的考え方について

資料3

R7.7.4上下水道事業審議会資料

「下水道使用料算定の基本的考え方について」
（公益社団法人日本下水道協会発刊）を参考

使用料対象経費の算定

①財政計画等の策定・確認
- 施設の整備計画⇒15年間で146億円
- 施設の管理計画⇒消費者物価指数を反映して試算
- 職員の配置計画⇒10人分を維持
- 排水需要の予測⇒社人研の人口減少率を基に時系列傾向分析を組み合わせて推計

②算定期間の設定
- ３～５年が標準期間
  ⇒下水道事業経営戦略の期間（R２～R11）に合わせ、かつ水道料金との整合を図るため「４年」とする。

③収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認
- 収入の見積（現行使用料）
- 支出（維持管理費・資本費）の推計
- 収支バランスの確認
  ⇒地方公営企業化（R２年）以降、収支赤字が継続。今後の見込も厳しく、改定に関する検討を要する

④使用料対象経費の算定
- 管理運営費（維持管理費、資本費）の算定
- 控除額の算定（公費負担）

⑤収支過不足の確認
- 使用料改定率の目安

ここまでが審議（答申）対象

使用料体系の設定

⑥使用料対象経費の分解
- 需要家費、固定費、変動費

⑦使用者群の区分
- 水量区分の設定

⑧使用料対象経費の配賦
- 経費の性質に基づく配賦

⑨使用料体系の設定
- 基本料金、従量料金の設定

公平性を最優先に事務局で検討（審議会の附帯意見を尊重）